

# 広島市立大学施設保全（長寿命化）計画更新等業務 公募型プロポーザル説明書

## 1 業務内容

- (1) 業務名  
広島市立大学施設保全（長寿命化）計画更新等業務
- (2) 業務内容  
別紙「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間  
契約締結の日から2027年3月31日（水）まで  
ただし、2027年3月12日（金）までに完成のこと。
- (4) 予算上限価格  
本業務に係る委託料の上限額は、次のとおりとする。  
29,900,000円（税込）
- (5) 事業担当室  
〒731-3194 広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号  
広島市立大学事務局総務室（総務グループ）  
TEL：082-830-1502  
E-mail: kanri@m.hiroshima-cu.ac.jp

## 2 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- (1) 公立大学法人広島市立大学契約規程第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 2026年度において、建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が「建築関係コンサルタント業務」の登録種目「04-26 建築一般」に登録されている者であること。
- (3) 2015年4月1日以降に同種業務の実績を有すること。  
同種業務とは、建築物保全計画、長寿命化計画、修繕計画等、建物の中長期的維持管理方針策定に係る業務をいう。
- (4) 建築物の築物の保全計画策定業務に必要な専門的知識と経験を有する者を配置予定技術者（管理技術者（照査技術者との兼務は不可））として配置できること。

### ア 管理技術者

公立大学法人広島市立大学委託契約約款第8条の規定に基づく管理技術者（以下「管理技術者」という。）1名を配置することとし、当該技術者は技術士法（昭和58年法律第25条）による技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート・施工計画、施工設備及び積算、都市及び地方計画））の資格を有する者であること。

#### イ 照査技術者

公立大学法人広島市立大学委託契約約款第9条の規定に基づく照査技術者（以下「照査技術者」という。）1名を配置することし、当該技術者は技術士法（昭和58年法律第25条）による技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート・施工計画、施工設備及び積算、都市及び地方計画）の資格を有する者であること。

#### ウ その他

(ア) 管理技術者及び照査技術者は、参加表明者の組織に所属していること。

(イ) 管理技術者及び照査技術者以外に配置する技術者については、一級建築士の資格を有する者を充てることができる。

- (5) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分、公立大学法人広島市立大学の指名停止措置又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取り消しを受けていない者であること。

### 3 公募型プロポーザル参加申込

#### (1) 申込期間

公示日から2026年4月24日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時00分まで。

なお、プロポーザルの参加申込みに当たって、現場を調査・確認したい場合は、プロポーザル参加申込期間中に発担当職員が現場を案内するため、希望日の2日前（土曜日、日曜日、祝日を除く）までに、上記1-(5)の担当室にその旨、電話又はメールで連絡すること。

現地調査は、施設運営に支障のない範囲（原則、施設外観の確認及び各棟の共用部分のみ）で実施することとします。

#### (2) 提出場所

前記1-(5)に同じ。

#### (3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書等（様式1-1から1-3まで）を作成し、前記1-(5)へ持参・電子メール（電子メールの場合は、送信した旨を電話で連絡すること。以下同様）で提出すること。なお、申込後にプロポーザル参加を辞退してもよいが、この場合は後記5(5)アの期限の前日までに辞退届（様式自由）を必ず提出すること。

#### (4) 提出書類の作成方法等

提出書類の作成方法等は以下によるほか、各様式に記載の注意事項をご覧ください。

##### ア 様式1-1（公募型プロポーザル参加資格確認申請書）

参加表明者の住所（所在地）、商号又は名称、代表者氏名を記載してください。

2枚目の【参加資格確認欄】について、資格要件を満たしている場合は、□にチェックを記載してください。

なお、2026年度において、建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が「建築関係コンサルタント業務」の登録種目「04-26 建築一般」の登録番号を記載してくだ

さい。

イ 様式1-2（参加表明者の業務実績）

2015年4月1日から公示の日までに完了した同種業務の実績（共同企業体としての実績の場合は、代表構成員としての実績に限る。）を1件記載するとともに、業務の実績を証明する書類（契約書、特記仕様書の写し等）を添付してください。

同種業務とは、建築物保全計画、長寿命化計画、修繕計画等、建物の中長期的維持管理方針策定に係る業務をいう。

ウ 様式1-3（配置予定技術者一覧表）

配置を予定している技術者について、以下のとおり記載してください。なお、管理技術者及び照査技術者は必須とし、雇用関係を確認できるもの、技術士証・建築士免許証の写しを添付してください。

(ア) 氏名

(イ) 資格（番号）

(ウ) 主な業務経験年数

(5) 参加資格確認

本プロポーザル参加資格の有無については、提出された公募型プロポーザル資格確認申請書等に基づき確認する。この場合において、公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても受託候補者が営業停止処分、公立大学法人広島市立大学の指名停止措置又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受け、又はその他一般競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした提案を無効とする。

(6) 参加資格確認結果の通知

2026年5月1日（金）までに参加資格確認結果通知を発送する。

#### 4 質問の受付と回答

(1) 提出期限

2026年4月24日（金） 午後5時00分

(2) 提出場所

前記1-(5)に同じ。

(3) 提出方法

仕様書等に関する質問書（様式2）を作成し、電子メールにて提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問を受け付けた日以後において、質問者にメール等で直接回答するとともに、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

公示の日から2026年5月15日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時00分まで。

イ 閲覧場所及び問い合わせ先

前記 1-(5)に同じ。併せて、広島市立大学ウェブサイトにも掲載する。

## 5 提案書等の提出

### (1) 提案書

#### ア 表紙

「広島市立大学施設保全（長寿命化）計画更新等業務に関する提案書（様式 3-1）」を使用し、提案者名を記載し、押印すること。ただし、提案者名の記載と押印は正本のみとし、副本には、社標などの提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。

#### イ 企画提案

- (ア) 仕様書に示す本学の要求事項を基本として、提案者の経験や知見を活用し、本業務が最大限効果を上げるための提案を行うこと。
- (イ) 記載に当たっては、専門用語を多用しない等、分かりやすさ、読みやすさに努めること。また、写真、イメージ図などを用い、具体的に記載すること。
- (ウ) 別紙「提案評価基準表」に示す各項目の記載内容に基づき、記載すること。その他必要と思われる内容があれば、適宜追加すること。

- ・ 提案書の構成について（例）

提案書 (表紙) (様式 3-1)  1	業務の 理解・知見  2	広島市 入札参加資格  3
仕様書の理解  4	独自の工夫等  5	実施 スケジュール  6
追加提案事項  7	本業務を遂行 する人員・業務 の推進体制  8	配置予定である 技術者の資格取得  9
2015 年 4 月 1 日 以降の業務実績 (様式 3-2)  10	配置予定である 技術者の 2015 年 4 月 1 日以降業務 実績 (様式 3-3)  11	

(エ) 提案された内容については、追加仕様として取扱うので、提案に当たっては業務見積書の範囲内で実現可能なものを記載すること。なお、提案書に記載した配置予定の管理技術者、照査技術者又は技術者の変更は、原則として認めない。

(オ) 履行検査に当たって、提案書の内容を満たしていることを確認する。

(カ) 以下の提案事項については、様式3-1「広島市立大学施設保全（長寿命化）計画更新等業務に関する提案書」に記載のとおり、指定された様式を使用又は必要書類を添付等すること。

・広島市の競争入札参加資格登録の登録について

広島市競争入札参加資格者証の写しを添付又は登録番号を記載すること。

・配置予定である技術者（管理技術者及び照査技術者を除く）の資格取得

雇用関係を確認できるものの写し及び資格（一級建築士）が確認できる資格者証の写し等の証明書類を添付すること。

・2015年4月1日以降の業務実績（施設規模、契約期間を含む）

様式3-2「提案者の業務実績」及び業務の実績を証明する書類（契約書、特記仕様書等の写し等）を添付すること。

・配置予定である技術者の2015年4月1日以降の業務実績

様式3-3「技術者の業務実績」及び業務の実績を証明する書類（契約書、特記仕様書等の写し等）を添付すること。

## (2) 業務見積書

提案書とともに業務見積書を提出すること。見積書の様式は任意とする。（代表者印は必要）見積金額は、消費税法第9条第1項の規定による課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。ただし、前記1-(4)記載の予算上限価格を上回る契約希望金額が提出された場合は失格とする。

## (3) 業務見積内訳書

前(2)の業務見積書の積算内訳書（様式は任意）を業務見積書と同時に提出すること。発注者と受注者との協議で提案書の内容を変更した場合は、契約金額の変更対象とするため、金額の変更が可能な内訳書を提出すること。業務見積内訳書の合計金額と業務見積書の金額は一致させること。また、業務見積内訳書の内容があいまいな場合は、より詳しい内容に修正するよう再提出をお願いすることがある。

## (4) 提案書等の提出部数等

ア 提出部数 正本 書面2部（提案者名入り、契約書に使用する。）

副本 書面8部、電子データ（CD-R等の記録媒体に保存したもの）1部

イ 書式体裁 大きさは、A4判とし、両面印刷で20枚以内とする。（表紙及び目次は含めない。）

（資料やイメージ図、絵コンテなど、A3判を使用する場合は、A4判の大きさを三ツ折にすること。）

ウ その他 提案書等は1者1提案とし、2以上の提案書等が提出された場合は失格とする。

## (5) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 2026年5月15日（金） 午後5時00分

イ 提出場所 前記1-(5)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る。期限までに必着のこと。)により提出すること。

## 6 提案書の説明

提案書の説明は2026年6月上旬に広島市立大学で開催することを予定しており、参加者に別途通知する。

参加者による提案内容の説明は20分以内、質疑応答は20分程度とし、前記5により提出した提案書を用いて実施すること。なお、当日の追加資料の配付は認めない。

仕様書の内容を修正して提案した箇所がある場合は、説明会のときに説明すること。

※ 提案書の説明者は、各提案者5名以内とすること。また、提案内容等をプロジェクター(発注者が用意する(HDMI接続))などで投影し説明することは可とする。

## 7 審査方法

(1) 提案書の審査・評価は、公平、公正かつ客観的に行うため、本学が設置する広島市立大学施設保全(長寿命化)計画更新等業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。

(2) 審査委員会の委員は、本学の教職員等の職にある者をもって構成する。契約相手方が決定後に公表する。

(3) 審査基準

「広島市立大学施設保全(長寿命化)計画更新等業務受託候補者評定要領」及び「提案評価基準表」による。

(4) 受託候補者の特定

ア 審査委員会において審査された提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を本業務の契約の受託候補者として特定する。

イ 合計得点が同一の者が2者以上いる場合には、提案評価基準表の6番の項目の得点が高い者を受託候補者に特定し、6番の項目の得点も同一の場合は、提案評価基準表の4番の項目の得点が高い者を受託候補者に特定し、4番の項目の得点も同一の場合は、委員会において協議の上、特定する。

ただし、審査委員会において、100点満点中の合計得点が60点に満たない場合は、受託候補者として特定しないものとする。

## 8 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査結果は、全ての参加者に、電子メールにより通知する。

(2) 審査結果の公表

受託候補者の特定後に、提案参加者全員の名称及び評価結果、受託候補者の特定結果等について、提案参加者全員に通知するとともに、本学ウェブサイトにて公表する。

## 9 契約の方法等

- (1) 受託候補者として特定された者と、特命随意契約を締結する。  
なお、契約金額は、業務見積書として提出された見積金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。
- (2) 契約を締結する場合において、受託候補者は契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規程第39条第3号に該当する場合又は、保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を締結して、本学に当該契約書を提出したときは、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積合わせを実施の上、随意契約を締結する。また、特定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金程度の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を本学に支払うものとする。
- (4) 受託候補者との協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積合わせを実施の上、随意契約をする。

## 10 全体スケジュール

- ・ 2026年4月10日（金） 公示
- ・ 2026年4月24日（金） 質問書の受付期限
- ・ 2026年4月24日（金） 参加申込締切日
- ・ 2026年5月15日（金） 企画提案書の提出期限
- ・ 2026年6月上旬頃 企画提案書の説明予定
- ・ 2026年6月中旬頃 審査結果通知予定
- ・ 2026年6月中旬頃 契約締結予定

## 11 その他

- (1) 提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書とその申込期限までに提出しなかった場合は、企画提案書等を提出できない。
- (3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等の作成、提出及び説明に要する費用は、提案参加者の負担とする。
- (4) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書等は返却しない。
- (5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書等の提出期限後における差替え及び再提出は認めない。
- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書等について、虚偽の記載その他不正行為をした場合は、失格にするとともに指名停止その他の措置を行うことがある。
- (7) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書等に関する内容は、受託候補者特定の目的以外に提案参加者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年3月2

9日広島市条例第6号)第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除き、開示請求者に開示する。

- (8) このプロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から受託候補者特定結果の公表までの間において、本契約に関し直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は失格にするとともに指名停止その他の措置を行うことがある。
- (9) この説明書に定めるもののほか、このプロポーザルを行うために必要な事項が生じた場合には、審査委員会委員長と協議の上これを定め、提案参加者に通知する。
- (10) 受託候補者として特定した業者の提案の内容どおりに施行することとするが、詳細な仕様については、発注者と協議を行った上で施工、納品すること。また、協議の結果、提案者の提案を修正することもある。この場合は、契約金額の変更対象となるため、変更契約を行うことができる。
- (11) 不正なプロポーザルが行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、プロポーザル審査会を中止又は延期する場合がある。この場合、本学のWebサイト(プロポーザル方式・コンペ方式による調達情報)に掲載するので、当該サイトをよく見ておくこと。

## 12 問い合わせ先

前記1-(5)に同じ。